





## Q & A

Q1 法人です。この様式には誰を記載すればいいですか？

A1 ①取締役全員、②顧問、相談役等、③100分の5以上を出資する株主（以下、「株主等」）の方を記載ください

Q2 法人です。取締役が「株主等」にも該当する場合、役名等にはどのように記載すればいいですか？

A2 単に「取締役」あるいは「代表取締役」と記載ください。「取締役兼株主等」と記載する必要はありません

Q3 法人です。監査役は記載する必要がありますか？

A3 原則として必要ありません。ただし、監査役が「株主等」に該当する場合、「株主等」として記載が必要です

Q4 法人です。親会社が株主となっているのですが、記載する必要がありますか？

A4 必要ありません。「株主等」に該当するのは、個人の株主のみです

Q5 個人です。この様式は必要ですか？

A5 不要です。平成28年6月1日以降、個人の方は、この様式の作成が不要となりました